

事業概要説明書 [1]		事業番号	3-9			
事務事業名	小規模事業経営改善普及支援事業	担当部名	観光商工部			
事業開始年度	平成 13 年度	担当課名	商業労政課			
実施方法	補助	担当係	商業係			
根拠法令等	宮崎市小規模事業経営改善普及事業費補助金交付要綱					
事業の概要	目的 〔 何のために 〕	地域経済の振興を行っている宮崎商工会議所と宮崎市生目商工会に対し支援を行うことで、中小企業者の経営安定と経営改善を図る。				
	対象・手段 〔 誰(何)に対して、何をするのか 〕	<p>宮崎商工会議所と宮崎市生目商工会に対して、中小企業者の経営指導にかかわる指導員の人件費の一部を補助する。</p> <p><補助対象> 事務局長、経営指導員、専門経営指導員、専門指導員、経営・情報支援員、経営指導員研修生 (宮崎県小規模事業経営支援事業費補助金の補助者と同等)</p> <p><補助額> 対象となる指導員 1名当たり 50万円</p>				
	事業の必要性	世界的な景気低迷や口蹄疫の発生等の影響により、中小企業の経営における問題点は多く発生している。そのため、中小企業者の個別経営指導ニーズは高く、各団体の存続また経営指導員の確保を望む声大きい。 各団体の存続、経営指導員の確保ができない場合には、個店の倒産また商店街の疲弊が進むことが考えられる。				
コスト	平成22年度(予算)		人件費			
	直接事業費	12,000 千円	←	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数
	人件費	750 千円		正規職員	750 千円	0.1 人
総事業費	12,750 千円	嘱託職員		0 千円	0 人	
平成22年度 直接事業費内訳	<p>事務局長、総務部長、経営指導員、専門経営指導員、補助員、記帳専任職員、経営指導員研修生各1人あたり50万円</p> <p>○商工会議所 経営指導員13名、専門指導員2名、補助員5名、合計20名×500千円=10,000千円</p> <p>○生目商工会 事務局長1名、経営指導員1名、経営情報指導員2名、合計4名×500千円=2,000千円</p>					

事業概要説明書 [2]		事業番号	3-9		
年度		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
直接事業費		7,425 千円		12,000 千円	
財源	一般財源	7,425 千円		12,000 千円	
	受益者負担金	0 千円		0 千円	
	その他	0 千円		0 千円	
成果目標 〔 どういう状態 を目指すのか 〕	宮崎商工会議所および宮崎市生目商工会の経営基盤を確立することで、中小企業者の経営安定・経営改善を支援する経営指導員等の確保を図り、中小企業者への指導や相談などの機会を拡充する。				
成果実績 〔 成果目標の 達成状況等 〕	[状況]	想定した成果を得ている。			
	[説明]	宮崎商工会議所および宮崎市生目商工会は、経営指導の強化に取り組み安定した相談件数を保っている。また、数多くの講習会等を実施しており、中小企業の経営基盤の向上に繋がっている。 経営が改善された企業や商業振興が図られた商店街も多く、重要な位置づけとなっている。			
成果指標 〔 事業の実績 及び目標 〕	指標名 (下段: 指標の説明)	単位	平成20年度 (実績)	平成21年度 (実績)	平成22年度 (目標)
	宮崎商工会議所相談数	件	7,996	7,673	7,500
	宮崎市生目商工会相談数	件	991	1,031	1,200
事業の方向性 〔 事業の現状と 課題、今後の あり方等 〕	宮崎商工会議所及び宮崎市生目商工会は、各個店への経営指導にとどまらず、商業者団体運営への支援も積極的に行っており、行政の商業施策の一翼を担う存在になっている。今後も、協働で中小企業や商店街を支援することで効率的な商業振興を図っていく。 また、補助のあり方について、合併3町商工会との整合を図りつつ検討していく。				
特記事項 〔 参考情報等 〕	平成18年1月に合併した3町との合併調整方針により、「各商工会は、広域連携体制をとっているため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、その後において必要に応じ、関係機関を含め協議し調整する。また、商工会等への助成については、それぞれの市町における支援経緯があるため、当分の間現行どおりとし、その後において、地域及び商工会の独自性を尊重し調整する。」となっている。 今後、3町商工会への補助金を、事務費と事業費に分けて支援することも踏まえながら、4商工会及び商工会議所補助金と調整を行っていく。				

小規模事業経営改善普及支援事業補助資料【商業労政課】

1. 商工会議所および商工会

1) 商工会議所とは

商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて設立された特別認可法人であり、地元業者が会員となり、地元商工業の振興を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資し、わが国商工業の発展に寄与することを目的として幅広い活動を行う総合経済団体。

全国526の商工会議所に約160万の事業者が加入している。

2) 商工会とは

商工会法（昭和35年法律第89号）に基づき設立された特別認可法人であり、地元業者が会員となってビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体。

主として町村における商工業の総合的な改善発達を図る等のための組織であり、全国1,747の商工会に約91万の事業者が加入している。

※基本的には、1行政区に必ず1つの商工会議所もしくは商工会が設置されており、商工会議所・商工会が存在しない市町村はない。なお、市町村合併などにより、以前の市町村の地区別などに商工会議所等が存在する場合も多いが、他の地区と重複することはない。

3) 商工会議所および商工会の主な業務

①経営改善普及事業

- ・巡回、窓口による経営相談
- ・コンピュータ経営管理、決算、経営診断支援
- ・日本政策金融公庫、県制度融資等の金融斡旋
- ・所得税、消費税等の税務指導
- ・労働保険事務等の労務支援・・・など

②地域総合振興事業

- ・宅配事業等の商工業振興対策
- ・特産品開発、販売支援等地域産業活性化対策
- ・イベント開催事業等の地域活性化対策
- ・伝統文化、青少年健全育成への支援等・・・など

4) 対象となる職員の主な業務

①事務局長

職員の指揮・監督、人事評価、事業計画や財務計画の執行など会長の指揮を受けて事務局を統括する。

②経営指導員

経済産業大臣や都道府県の定める資格を有し、小規模事業者の経営や技術の改善発達のために、金融・税務・経営・労務など経営管理に関する相談や指導に主に従事する。

③専門経営指導員

経営指導員を3年以上経験し、専門的知識を有する者。経営指導員が従事する相談、指導業務の中でも専門分野別問題（特許、デザインなど）、業種別問題（建設業における取引問題など）等に係る相談及び指導に主に従事する。

④経営・情報支援員

経営指導員を補佐する業務に従事する（記帳指導など）。また、経営指導員が不在時に軽度の指導を行う。

⑤経営指導研修生

人事管理委員会の実施する統一資格認定試験に合格し、経営指導員として採用される予定の者で、原則1年間の研修期間にあるもの。

2. 宮崎商工会議所および宮崎市生目商工会について

1) 宮崎商工会議所

- ・設立 昭和4年2月23日
- ・会員数 3,712名〔平成22年4月1日現在〕
- ・職員数 48名（補助対象職員数：20名）〔平成22年3月31日現在〕
- ・経費 280,011千円（県補助金：124,220千円、市補助金：60,338千円、その他：95,453千円）〔平成21年度実績〕
- ・主な事業〔平成21年度実績〕
 - 経営改善普及事業（巡回2,974件、窓口3,884件、創業149件、計7,007件）
 - 観光サービス事業（宮崎神宮大祭、納涼花火大会、植木市の開催など）
 - 中心市街地活性化事業（中心市街地活性化協議会運営、空き店舗対策事業など）

2) 宮崎市生目商工会

- ・設立 昭和37年2月6日
- ・会員数 295名〔平成22年3月31日現在〕
- ・職員数 7名（補助対象職員数：5名）〔平成22年3月31日現在〕
- ・経費 27,949千円（県補助金：14,427千円、市補助金：1,500千円、会費：4,290千円、その他：7,732千円）〔平成21年度実績〕
- ・主な事業〔平成21年度実績〕
 - 経営改善普及事業（巡回655件、窓口376件、計1,031件）
 - 地域総合振興事業（生目地区ふるさと祭り（青年部）、うまいもの・史跡マップ・スタンプラリー事業など）

3. 県内の商工会議所および商工会の状況

1) 県内の商工会議所

県内8市（えびの市を除く）及び高鍋町に設置されている（宮崎、都城、延岡、日向、高鍋、西都、小林、日南、串間の9商工会議所）。

2) 県内の商工会

県内39か所に設置されている。新規創業、経営革新、IT化の支援など高度な知識を有する職員を共有化し、専門的な経営支援を行うため、県内を3ブロックに分け広域連携事業に取り組んでおり、3つの広域経営支援センターを国富町、山田町、門川町の各商工会に設置している。